平成２２年（フ）第６３号
愛媛県宇和島市大浦甲197番地１
債務者　岡村　浩子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６６号
福岡県直方市大字下新入323番地１
債務者　萩平　重喜
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６７号
福岡県直方市大字下新入323番地１
債務者　萩平　久美
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６９号
福岡県直方市大字山部691番地16
債務者　植木　康次
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第７０号
福岡県直方市大字山部691番地16
債務者　植木　陽代
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第７１号
福岡県直方市大字上頓野2449番地１
債務者　内岡　一彦
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第６３３号
長崎県長崎市香焼町421番地
債務者　高倉　康彦
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
長崎県長崎市葉山２丁目48番21号
債務者　林﨑　和美
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷260番地３
債務者　小佐々德美
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市平良字下里1009番地１　市営馬場団地６棟103
債務者　友利　節子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第２０号
山形県最上郡戸沢村大字津谷1793番地２
債務者　佐藤　龍城
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第３２号
山形県新庄市大町８番22号
債務者　門脇　敏則
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第２３号
愛媛県宇和島市丸之内５丁目４番11号　ダイヤモンドハイツ503号　安藤道子方
債務者　泉　　優治
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２７号
岐阜県下呂市御厩野2654番地２
債務者　古田　鋭子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
岐阜県飛騨市古川町上野584番地56　サニーハイツ花もも
債務者　宮﨑かおり
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
岐阜県下呂市乗政1626番地２
債務者　新陽堂表具店こと　中島　鉄男
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
三重県名張市滝之原3360番地
債務者　福岡　惠治
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所伊賀支部